

阿寒湖オリジナルアイヌ文様ロゴ使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、NPO 法人阿寒観光協会まちづくり推進機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定める阿寒湖オリジナルアイヌ文様ロゴ（以下「ロゴ」という。）を使用することにより、阿寒湖及び阿寒湖温泉のアイデンティティの共有・統一、阿寒湖及び阿寒湖温泉のイメージの確立、及びNPO 法人阿寒観光協会まちづくり推進機構（以下「協会」という。）が進める国際滞在観光地化の一層の推進を図るため、観光資源及び地域特産品等の宣伝普及等においてロゴを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 ロゴを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は理事長にあらかじめロゴ使用許申請書（第1号様式）を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体及び学校等が、その業務の目的で使用する場合
- (2) 新聞、テレビ及び雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) その他許可の手続きを必要としないと理事長が認めた場合

(申請者)

第3条 申請者は、原則釧路市阿寒町阿寒湖温泉に住所又は事業所を有する事業者及び住民とする。

(使用許可の期間)

第4条 ロゴの使用許可の期間は、使用を許可した日から起算して5年間を限度として理事長が決定する。

2 使用許可の期間満了後において、引き続きロゴを使用しようとするときは、新たに第2条の許可を受けなければならない。

(使用許可の基準)

第5条 理事長は、第2条の使用許可申請があった場合において、その内容を適切と認めるときは、次条の規定により当該使用を許可するものとする。

2 理事長は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 特定の政治及び思想、宗教の活動に使用しようとする場合
- (3) 不当な利益を得ることを目的として使用するおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体等の売名に使用しようとする場合
- (5) 阿寒湖及び阿寒湖温泉のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められる場合
- (6) 協会の事業又は協会が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められる場合

- (7) この使用取扱要綱の規定に従わないおそれがある場合
- (8) 品質、性能等に関して公共機関の認定が必要な新製品に使用しようとする場合において、当該認定等が得られない場合
- (9) 社会通念上許可することが不適切と認められる場合
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、理事長が許可しないことが適切であると判断した場合

(使用の許可)

第6条 理事長は第2条に規定する申請に基づき許可することが適切と認めるときは、ロゴ使用許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(使用の不許可)

第7条 理事長は第5条第2項の規定により申請を許可することが不適切と認めるときは、ロゴ使用申請却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(ロゴの無償使用)

第8条 ロゴの使用は、当分の間は無償とする。

(使用上の遵守事項)

第9条 ロゴの使用許可書を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 理事長が別に定める「阿寒湖オリジナルアイヌ文様ロゴレギュレーションガイド」に則り、形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (3) 理事長が定めた事項を使用対象物に明記すること。
- (4) 使用前に当該使用に係る物件の完成見本（完成見本の提出が困難なものについては、その写真等）を速やかに理事長に提出すること。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。

(許可内容の変更等)

第10条 使用者が許可内容を変更しようとするときは、ロゴ使用変更許可申請書（第4号様式）を理事長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 理事長は前項の申請に基づき許可することが適切と認めるときは、ロゴ使用変更許可書（第5号様式）を申請者に交付するものとする。
- 3 前項の許可については、前条の規定に準ずるものとする。

(使用許可の取消し)

第11条 理事長は当該使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとし、許可の取消し理由を付し使用者に書面で通知するものとする。

- (1) 第5条第2項に該当し、又は第9条に違反していると認めるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。
- 2 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 3 理事長は許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。
- 4 前項に規定する使用物件の回収に係る費用その他の使用許可の取消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。
- 5 協会は、前項に規定するもののほか、許可を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(ロゴに関する権利)

第12条 ロゴに関する一切の権利は、協会に属する。

(損害賠償)

第13条 第11条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより協会に損害を生じさせた場合、その損害額を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める

附則

この要綱は、令和元年6月23日から施行する。